

# 第三者によるクレジットカードの不正使用事案におけるカード会員の責任

——京都地裁平成25年5月23日判決を題材に

弁護士 増田 朋記

## 1 はじめに

京都地裁平成25年5月23日判決（以下、「本件判決」という。）は筆者が訴訟代理人として担当した事件の判決である。

本件判決に至る訴訟過程では、未成年者の子が親名義のクレジットカードを不正使用したという事案において、クレジットカード利用料金についての親の支払義務の存否が争われ、多様な論点について主張が交わされたのであるが、結論的には、カード会社の会員（親）に対するカード利用料金請求の大部分について、権利の濫用あるいは信義則違反にあたと判示されたものである。

このような結論に至ったのは、本件事案の特殊性による部分もあると解されるが、本件判決中には、不正使用事案一般に適用可能な規範が示されており、下級審判決とはいえ、実務上影響力のある判決と考えられる。

そこで、本稿では本件判決を題材として、その分析を行うとともに、第三者によるクレジットカードの不正使用事案におけるカード会員の責任の考え方について検討する。

## 2 京都地裁平成25年5月23日判決の内容

(1) 本件判決は、本稿執筆時点では未だ公刊物に掲載されていないため、まずその内容について概説する。

### (2) 事案の概要

本件は16歳の未成年者が、親の財布から無断で持ち出したクレジットカードを使用したという事案であるが、単なる会員外の第三者による使用というにとどまらず、その利用内容が未成年者のキャバクラ店における遊興であって、風営法や未成年者飲酒禁止法に違反するものであったことや、その利用金額や決済回数等が異常なほど多く（最も高額な日は、一晩で250万円を超えていた）、未成年者の未熟さにつけ込んだ加盟店による不正

行為・暴利行為があったものと解される内容であったことから、加盟店における公序良俗違反行為の存在とクレジットカード利用代金債務との関係が特に問題となった事案であった。

### (3) 訴訟の経緯

本件は、クレジットカードの不正使用における加盟店（キャバクラ店・複数）側の公序良俗違反行為の責任を重く見たカード会員（未成年者の親）の側から、加盟店における接客契約の無効確認とカード会社からの利用代金請求を拒絶することができる地位の確認を求める訴訟として提起された。

その後、カード会社側から利用代金の支払を求める反訴が提起されたのであった。

### (4) 判示内容（原因契約の効力について）

本件判決では、接客契約の無効確認に関しては、カードを使用した未成年者本人、会員であるその親、さらに加盟店責任者らの尋問を経た結果、クレジットカード使用の原因契約である加盟店（キャバクラ店）での接客契約の全てについて未成年者取消が認められた（本稿では詳しく触れないが、判決中には「詐術」と取引の安全との関係について詳細な検討が判示されていた。）。

また、訴訟の対象とされた約550万円分の接客契約のうち、約480万円分については、未成年者であるにもかかわらず接客契約を締結しその履行を求めたことにつき加盟店側に故意または重過失があると認められる、あるいは、不正行為・暴利行為にあたと認められることを理由として民法90条に抵触して無効となると判断された。

### (5) 判示内容（カード利用代金債務について）

本件判決は、このような原因契約の無効判断を前提にしながらも、カード利用代金債務の存否については、盗難カード等の不正使用があった場合を規律する約款上の規約の解釈・適用の問題であるとした上で、「信販会社の義務が十分に果たされずに不正使用が拡大し、しかも窃盗犯人と加盟店との間の原因契約が公序良俗に反するという場合、裁判所としては、加盟店の公序良俗違反行為に対する寄与の度合い、信販会社による本人確認の状況等の諸事情を総合的に考慮し、不正使用による損害を会員に転嫁することが容認し難いと考えられる場合」は、盗難カードの不正使用があった場合を規律する約款上の条項に基づく「会員に対するカード利用代金請求が権利の濫用となる（あるいは信義則に反する）として民法1条2項

ないし3項に基づく公権的解決を図ることができる」との規範を示した。

そして、本件の具体的事案へのあてはめとして、上記のような加盟店による公序良俗違反行為があったことに加えて、その寄与が相当に大きいものであったことや、カード会社が一度加盟店に本人確認の電話を入れており、カードを使用していた未成年の子が本人確認の質問に対して十分な回答ができなかったにもかかわらず決済が承認されていたことなどの事情を考慮した上で、民法90条に抵触して無効とされた約480万円分の接客契約に対するカード利用代金についての支払を請求することは、権利の濫用ないし信義則に反するものとして許されないと判示された。

### 3 不正使用事案を規律する約款上の規約

上記のとおり、本件判決は、盗難カード等の不正使用があった場合を規律する約款上の規約の解釈・適用の問題とした上で、第三者によるカードの不正使用事案におけるカード会員の責任のあり方についての判断を示したのであるが、その約款上の規約とは概ね次のようなものであった。

- ① カードの紛失・盗難・不正使用等があった場合、会員はただちにカード会社に届け出て、また、警察署に紛失届・被害届を提出した上、その受理を証明する文書をカード会社に提出する。
- ② 会員は承諾したか否かにかかわらず、本人以外の者によるカード使用から生じたカード利用代金等を全て支払うものとする。
- ③ 前項の規定にかかわらず、第1項の届出がなされた場合は、届出をカード会社が受け取った日から遡って60日目以降に生じたカードの不正使用については、会員は支払責任を負わないものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。
  - (i) 会員の故意または重大な過失に起因する場合
  - (ii) 会員の家族、同居人、留守人がカードを不正使用もしくは窃取した場合、またはこれらの者がカードの不正使用もしくは盗難に関与した場合
  - (iii) カードの貸与禁止条項に違反して他人にカードを使用させた場合
  - (iv) その他規約に違反する行為に起因して不正使用が生じた場合
  - (v) 会員が保険会社の行う被害状況調査等に協力

しない場合。

このような規約は本件カード会社に特有のものでなく、細かな表現などはカード会社によって異なるものの、いずれのカード会社においても大略は同様の内容が約款上に規定されているものである。

その内容は要するに①原則は第三者による使用であってもカード会員が利用代金を負担する、②例外として必要な届出手続をとれば一定期間の不正使用については、カード会員は責任を免れる、③例外の例外として家族等による不正使用など一定の具体的事実がある場合にはカード会員は責任を免れないというものであり、結局、カード盗難保険等の適用が無いようなケースでは、一律にカード会員が責任を負うかのような規定ぶりとなっている。

### 4 検討

#### (1) 本件における問題点

本件判決の事案は、子がカード会員である親のカードを不正使用したという事案であったため、上記の約款上の規約をそのまま適用すれば、「例外の例外」にあたり、会員である親は利用代金の支払責任を免れないことになるが、本件のように加盟店側に公序良俗違反行為が認められる場合にまで、家族による使用という一事をもって会員に全ての責任を転嫁することが許されるのかが問題となったのである。

#### (2) 長崎地裁佐世保支部平成20年4月24日判決

この点、カード会員の家族による不正使用事案において約款上の規約を制限的に解釈し、カード会員の利用代金支払義務を否定した判例として長崎地裁佐世保支部平成20年4月24日判決（金融・商事判例1301号1頁）が存在する。

同判決は、「会員に対しその帰責性を問わずに支払責任を負担させることは、民法の基本原則である自己責任の原則に照らして疑問がある上」カード会社及び会員の「合理的意思にも反するものというべきである」とした上で、約款上の規約は「会員側が自己に帰責性のないことを更に主張立証し、補償規約の適用を受けようとする余地を排斥する趣旨までではない」と解し、会員が自己に重過失がないことを主張立証すればカード利用債権の支払いを免れることができると判示している。

#### (3) 本件判決の規範

他方、本件判決では、上記のとおり、「信販会

社の義務が十分に果たされずに不正使用が拡大し、しかも窃盗犯人と加盟店との間の原因契約が公序良俗に反するという場合、裁判所としては、加盟店の公序良俗違反行為に対する寄与の度合い、信販会社による本人確認の状況等の諸事情を総合的に考慮し、不正使用による損害を会員に転嫁することが容認し難いと考えられる場合」には権利濫用または信義則違反にあたるという規範のもとで約款上の規約の適用を制限していると解することができる。

長崎地裁佐世保支部判決では会員側の重過失の有無が問題とされたのに対し、本件判決ではカード会社や加盟店側の帰責性が正面から問題とされている点に特色があると言えよう（ただし、長崎地裁佐世保支部判決においても実質的には決済システムの安全性確保に関するカード会社側の義務違反が問題とされており、その意味で本件判決は長崎地裁佐世保支部の判断をさらに敷衍したものと解される。）。

#### (4) 約款上の規約の制限的な解釈

上記のような盗難カード等の不正使用があった場合を規律する約款上の規約については、従来、クレジットカード利用において不正使用を完全に排除することが不可能であるという「クレジットカードの脆弱性」の存在を基礎として、そのリスクを適正に分配する合理的な規定であるなどとして、その妥当性が主張されてきたものである。

しかし、私法の大原則である私的自治の原則からすれば、自らの意思と責任に基づかない債務を負わないのが本来であり、クレジットカードの不正使用事案においても、会員は自らの意思に基づいて使用されたものではない利用代金については支払責任を負わないと解するのが原則となるはずである。

上記のような約款上の規約は、このような私法上の原則を覆し、消費者である会員の利益を一方的に害するものであるから、原則的には消費者契約法10条に反することになると解すべきであって、リスクの適正な分配などという理由で易々と妥当性を認めることはできないものと解される。

こうした観点から検討すれば、本件判決や長崎地裁佐世保支部判決の事案のように、会員が自己に重過失のないことを主張立証したケースやカード会社や加盟店の側に重大な帰責性が認められるケースにおいては、その適用を制限的に解釈し、

会員の支払責任を否定したのも、いわば当然の結果であると言えよう。

## 5 最後に

- (1) 最後に、上記裁判例の分析をもとに、第三者によるクレジットカードの不正使用事案におけるカード会員の責任についての私見を述べる。
- (2) 上記のとおり、約款上の規約が存在しなければ、私的自治の原則からすれば、第三者による不正使用があったとしても、自己の意思に基づき利用したわけではない会員本人は支払責任を負わないのが本来である。そこで問題は、約款上の規約により、このような原則を覆し、消費者である会員に不正使用のリスクを転嫁することがいかなる場合に容認されるかという点である。

この点、会員の身近にいる家族等はカードの使用が容易であること、カード会員と不正使用した家族との通謀していた場合にカード会社がこれを証明することが容易でないこと、カード会員が家族に対する監督責任を有していることなどを理由として、会員の家族等による不正使用の場合における会員へのリスク転嫁を正当化する考え方も存在している。

しかし、不正使用者と会員とが密接な関係にあるというだけでは、私法上の原則を覆して消費者たる会員に不利益を負わせる根拠としては薄弱であろう。

カード会社は事業者としてカードによる決済システムの安全性確保に対する責務を負うのであるから、会員への不正使用リスクの転嫁が許容されるとすれば、カード会社の側がその責務を果たし、取り得る防止措置を全て取った上でなお不正使用を防ぐことが困難であったというケースに限られるというべきである。

- したがって、カード会社や加盟店の側において本人認証等の不正使用防止措置が尽くされていないケースにおいては、会員が故意または故意と同視できるような重過失により不正使用に関与したのでない限りは、約款上の規約によるリスク転嫁は許されず、会員の責任を否定すべきと言えよう。
- (3) この点、本件判決は、原因契約が公序良俗に違反することのみではなく、加盟店の公序良俗違反行為に対する寄与の度合い、信販会社による本人確認の状況等の諸事情等を加味して判断するという規範を立てている。

これは、原因契約がいわゆるデート商法であり公序良俗に反し無効であるとされたものの、「売買契約と一体的に立替払契約についてもその効力を否定することを信義則上相当とする特段の事情があるときでない限り、売買契約と別個の契約である購入者とあっせん業者との間の立替払契約が無効となる余地はないと解するのが相当である」と判断した最高裁平成23年10月25日判決について、事案は異なるが一定の考慮を行い、特段の事情にあたるような事情を明示しようとした結果ではないかと思われる。

しかし、カード会社は加盟店を増やすことで自らの利益を拡大しているのであるから、他方では加盟店を適切に管理し、カードによる決済システムの安全性確保を果たすべき義務を負っており、その責任は決して軽いものではなく、「クレジットカードの脆弱性」の名のもとに、カード会社が安易にその責務を放棄することが許されてはならない。

そして、そのようなカード会社の重大な責務に鑑みれば、加盟店による公序良俗違反行為が関与したような場合には、そのような公序良俗違反行為を防ぐことができず、不正使用を助長する結果を招いたことについて、カード会社側に帰責性が存在し、カード会員の責任が否定されるのが原則とすべきであろう。

- (4) いずれにしても、結論として、本件判決が不正使用事案におけるカード会社・加盟店側の帰責性を重視して、会員の責任を否定した点は高く評価されるべきである。

そして、クレジットカードを巡るトラブルを減少させるためには、本件判決の考え方がさらに敷衍されるべきである。

すなわち、安全なクレジットカードシステムを構築してトラブルを防止する責務は、第一にはカード会社が負うのであって、不正使用事案以外の場合においても、クレジットカードを巡るトラブルでは、カード会社側において必要な措置が果たされているか、また、カード会社・加盟店側の不正な行為が関与していないかという原則的な問題が、まず検討されなければならないのである。

#### 【参考資料】

- ・橋本英史「近親者（親子・兄弟・妻）によるクレジットカード利用」園部秀穂・田中敦編『現代裁判法大系（23）消費者信用取引』（新日本法規出版、2008年）198頁

- ・河上正二「未成年者による有料サイト利用と親のクレジット・カード不正使用」信国幸彦編『消費者法判例百選』（有斐閣、2010年）230頁
- ・朝見行弘「クレジットカードの無断使用と代金支払義務」西尾みちみ編『消費者取引判例百選』（有斐閣、1995年）182頁
- ・福岡博孝ほか『カード被害救済の法理と実務』（民事法研究会、2011年）
- ・箕輪靖博「インターネットによるクレジット会員外使用の民事責任（1）」『福岡大学法学論叢第53巻第3号』（2008年）141頁
- ・箕輪靖博「インターネットによるクレジット会員外使用の民事責任（2）」『福岡大学法学論叢第53巻第4号』（2009年）399頁
- ・上田孝治「クレジットカード不正使用事案における責任分配ルールについて」『消費者法ニュース第78号』（2009年）131頁
- ・鈴木尉久「クレジット・カード使用時の本人認証義務について」『消費者法ニュース第83号』（2010年）185頁